

浜松市公告第268号

下記の財産について一般競争入札による売払いを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和元年7月5日

浜松市長 鈴木 康友

記

1 入札に付する事項等

物件	土地の表示	参考価格	入札執行日時
1	浜松市中区西伊場町4244番11	1,490,000円	令和元年7月31日(水) 午後2時00分から
2	浜松市東区上西町字堂光995番8、995番10、原島町字中ノ坪916番23	3,400,000円	
3	浜松市南区増楽町1647番1、1647番2	14,500,000円	
4	浜松市北区引佐町黒渕字東海戸52番2、引佐町横尾字権太866番5	2,500,000円	
5	浜松市北区引佐町横尾字権太865番4	1,990,000円	

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しない者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員でないこと。
- (6) 入札参加申込書及び入札保証金を指定した期日までに提出した者であること。

### 3 入札執行の日時及び場所

入札の執行日時は1の表に記載の日時とし、場所は浜松市役所「入札室」(浜松市役所北館5階)とする。

### 4 入札関係書類の配布期間及び配布場所

#### (1) 配布期間

令和元年7月5日(金)から令和元年7月26日(金)までの  
午前8時30分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### (2) 配布場所

- ・浜松市財務部アセットマネジメント推進課(浜松市役所北館4階)  
住所:浜松市中区元城町103番地の2 電話番号:053-457-2276
- ・中区区振興課  
住所:浜松市中区元城町103番地の2 電話番号:053-457-2210
- ・東区区振興課  
住所:浜松市東区流通元町20番3号 電話番号:053-424-0115
- ・西区区振興課  
住所:浜松市西区雄踏一丁目31番1号 電話番号:053-597-1112
- ・南区区振興課  
住所:浜松市南区江之島町600番地の1 電話番号:053-425-1120
- ・北区区振興課  
住所:浜松市北区細江町気賀305番地 電話番号:053-523-1112
- ・浜北区区振興課  
住所:浜松市浜北区貴布祢3000番地 電話番号:053-585-1141
- ・天竜区区振興課  
住所:浜松市天竜区二俣町二俣481番地 電話番号:053-922-0011

### 5 入札参加申込書及び入札保証金の受付期間及び受付場所

下記受付期間内・場所に、直接提出すること。郵送、インターネット等による申込みは受け付けない。

#### (1) 受付期間

令和元年7月8日(月)から令和元年7月26日(金)までの  
午前8時30分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### (2) 受付場所

浜松市財務部アセットマネジメント推進課(浜松市役所北館4階)  
住所:浜松市中区元城町103番地の2 電話番号:053-457-2276

#### (3) 提出物

別紙「市有財産売払一般競争入札 申込説明書」4(1)に記載の必要書類及び入札保証金。  
なお、入札保証金については、入札金額の100分の5以上に相当する額を、銀行振り出しの小切手により、提出するものとする。

### 6 入札方法

入札書は、本人又はその代理人が出頭して封書にて提出すること。また、理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認められない。

### 7 入札の無効

浜松市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

## 8 落札者の決定

- (1) 予定価格以上で、かつ最高価格の入札者を落札者とする。この場合において、最高価格の入札者が2人以上あるときは「くじ」により落札者を決定する。
- (2) 開札の結果、予定価格に達する入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。再度入札の回数は1回とする。

## 9 契約方法

落札者は、落札日から7日以内（閉庁日を除く。）に当該落札物件の財産譲受申込書を市に提出するものとし、当該申込に対する市からの売払決定通知を受理した日から7日以内（閉庁日を含む。）に、市が定める所定の様式により売買契約を締結しなければならない。また、当該契約は、落札日から起算して原則30日以内に行うものとする。

## 10 契約保証金

落札者は、売買契約締結時まで、落札金額の100分の10以上の金額を、契約保証金として納付しなければならない。

## 11 用途の制限

落札者は買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の用に供してはならない。

## 12 その他

- (1) 入札参加者は、本公告のほか、市有財産売払一般競争入札申込説明書及び物件調書を熟知のうえ入札に参加しなければならない。
- (2) 物件の引渡しは、物件調書に特別の記載がない限り、現状有姿にて行うものとする。
- (3) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨（円）とする。
- (4) 傍聴を希望する者は、令和元年7月30日（火）午後1時00分までに、傍聴を希望する旨を浜松市財務部アセットマネジメント推進課（電話番号：053-457-2276）に申し出るものとする。ただし、適正な入札の執行に支障があると市が判断したときは、傍聴が認められないことがある。
- (5) 本公告に係る問合せの窓口は、浜松市財務部アセットマネジメント推進課（電話番号：053-457-2276）とする。